

# 登記手続案内は 予約制です!

福井地方法務局では、登記手続案内は「**完全予約制**」となっております。  
事前に**電話等で予約**いただくよう、お願いいたします。

**予約なしに来庁された場合、当日、お受けできないことがあります。**

**案内時間** 9時～12時・13時～16時  
受付時間は9時～11時30分、13時～15時30分まで  
(土・日・祝日・年末年始の休日を除く。)

## 登記手続案内の方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則**予約日時における電話対応**とさせていただきます。

**予約日時に法務局からお電話します。**

なお、**面談・ウェブ**による手続案内も行っています。

### 利用時間

1回のご利用時間は、20分以内とさせていただきます。

### 予約方法

ご予約は、**事前に**電話又は窓口でお申し込みください。

## 登記手続案内の利用における注意事項

- 1 利用時間は、1回当たり20分以内です。
- 2 利用の際には、現在の登記の内容を確認する必要があるため、**登記事項証明書や地図証明書等をお持ちください。**
- 3 **登記申請手続の一般的な説明を行います。登記申請書や添付書類の作成の援助・助力はできません。**
- 4 法律相談や個別の契約内容、将来の行為などの相談はお受けできません。
- 5 登記申請の審査は、申請後に登記官が行います。**事前の審査はできません。**登記官の審査の結果、補正が必要になる場合があります。
- 6 多くの場合、登記を完了させるまでには、数回来庁していただくこととなります。時間の制約がある方は、司法書士や土地家屋調査士への依頼を検討されることをお勧めします。
- 7 **登記申請の代理ができるのは、限定されています。**他人が業として登記申請の代理ができるのは、法令で定められた場合のみで、これに違反すると罰則がありますので、ご注意願います。

## 登記手続案内の予約の問い合わせ先

庁名	所在	電話番号	管轄
本局（登記部門）	〒910-8504 福井市春山一丁目1-54 （福井春山合同庁舎）	0776-22-4988	【不動産】 福井市、大野市、勝山市、あわら市、坂井市、吉田郡永平寺町 【商業・法人】 福井県内全市町
武生支局	〒915-0883 越前市新町9-9-11	0778-22-8024	【不動産】 鯖江市、越前市、南条郡南越前町、今立郡池田町、丹生郡越前町
敦賀支局	〒914-0065 敦賀市松栄町7-28 （敦賀地方合同庁舎）	0770-25-0174	【不動産】 敦賀市、三方郡美浜町、三方上中郡若狭町 （小浜支局の管轄に属する地域を除く。）
小浜支局	〒917-0074 小浜市後瀬町7-10 （小浜地方合同庁舎）	0770-52-0238	【不動産】 小浜市、大飯郡高浜町・おおい町 三方上中郡若狭町のうち、安賀里、麻生野、海土坂、有田、市場、井ノ口、瓜生、大鳥羽、小原、兼田、上野木、上吉田、仮屋、熊川、上黒田、神谷、河内、無悪、下夕中、下野木、下吉田、新道、末野、杉山、関、玉置、堤、天徳寺、長江、中野木、日笠、三生野、三田、南、三宅、武生、持田、山内、若王子、若狭テクノハレ、脇袋